

「広島県電子契約システム提供サービス」 マニュアル ～受注者向け～

令和8年6月29日
広島県 土木建築局 建設DX担当

□ はじめに

1. 電子契約の対象案件等 P5
2. 電子契約の導入に伴う主な変更点 P8
3. 電子契約システムを使うための準備 P27
4. 電子契約システムの操作説明 P44

□ はじめに

(1) 電子契約とは

- 現行の紙と印鑑で行っていた契約手続きについて、オンライン上で電子署名による契約手続きと契約図書の電子化を図るもの

(2) メリットは

- 主に期待される効果
 - ◆ 契約書や提出書類の印刷、製本、押印、郵送などの事務作業・費用の削減
 - ◆ 契約締結を行う事務所への移動や、書類の配送に要する時間の削減
 - ◆ 電子化により物理的な書庫や管理手間の削減、検索性向上による業務の効率化
- ※電子契約は税法上、印紙税の課税対象外とされています

(3) 利用するシステムと事前準備等

- システム：東芝デジタルソリューションズ（株）が提供するクラウドサービス（SaaS）
- 準備物：パソコン（WEBブラウザ：Edge推奨）、インターネット環境、メールソフト
- 利用料：システム利用の費用負担は不要
- システム運用開始：10月1日（水）9時
- 運用時間：8時～20時



□ はじめに

(4) 電子契約システムのポータルサイト

- 電子契約ポータルサイト（広島県のホームページ内）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/hiroshima-denshikeyaku-kensetsu-sw.html>

広島県

閲覧補助

検索

Language

防災情報

トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 技術企画課

> 広島県電子契約システム（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、地域維持事業に係る業務）ポータルサイト

広島県電子契約システム（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、地域維持事業に係る業務）ポータルサイト

印刷用ページを表示する 掲載日：2025年8月20日

広島県電子契約システム（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、地域維持事業に係る業務）ポータルサイト

令和7年10月1日から運用開始します

システムのログインURLを掲載:

<https://www.e-keiyaku.keiyaku.pref.hiroshima.lg.jp/CALS/contsys/ju>

その他、操作マニュアル、Q&A、システム操作説明等に係るオンデマンド動画等を掲載しています

作説明等に係るオンデマ

広島県の調達情報のページへリンクを掲載

広島県の調達情報

広島県の調達に関する情報を集約したページです

トップページ CALS/EC 品目 技術管理基準等 積算調達資料

電子契約システム

電子入札等システム

調達情報検索システム

ポータルサイト入口

運用時間 平日9時00分～17時00分

停止時間 1時00分～2時00分

電子契約システムのログイン画面

広島県電子契約システム

ID

パスワード

ログイン

(5) 問い合わせ先

- 電子契約システム（公共事業）の運用に関すること
 - ◆ 広島県土木建築局建設DX担当：対応時間 8:30～17:15（土・日・祝祭日を除く）
 - ◆ Tel:082-513-3861、Mail:kensetsudx@pref.hiroshima.lg.jp
- 建設工事等の入札・契約の制度に関すること
 - ◆ 広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ：対応時間:8:30～17:15（土・日・祝祭日を除く）
 - ◆ Tel:082-513-3821、Mail:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp
- 電子契約システムの使い方・操作に関すること
 - ◆ 電子契約システムヘルプデスク：対応時間:9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）
 - ◆ Tel:0570-550215、Mail:nyusatsuhelpj@t-elbs.jp

1. 電子契約の対象案件等

1. 電子契約の対象案件等

(1) 対象案件と対象発注機関

(2) 実施案件

1. 電子契約システムの対象案件等

(1) 対象案件と対象発注機関

ア 対象案件

広島県が発注する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び地域維持事業に係る業務

イ 対象発注機関

環境県民局自然環境課、商工労働局産業用地課、農林水産局、土木建築局、上下水道部流域下水道課、教育委員会、警察本部、総務局

(2) 実施案件

- 令和7年10月14日(火)以降に指名・公告(随意契約含む)する電子契約対象案件のうち、受注者が電子契約を希望した案件が対象
- 紙契約又は電子契約の選択は、受注者が落札者決定通知後に「電子契約意向確認書」に意向を記載して、発注者へ提出する